

令和 2 年第 2 回三重県後期高齢者医療広域連合 議会定例会について

- 1 開催日時 令和 2 年 1 1 月 1 8 日（水） 1 3 時 3 0 分 ～
- 2 開催場所 三重地方自治労働文化センター 大会議室
（津市栄町 2 - 3 6 1）
- 3 提出予定議案

議案番号	件 名
承認第 1 号	専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
議案第 1 1 号	副広域連合長の選任同意について
議案第 1 2 号	令和 2 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
認定第 1 号	令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 号	監査委員の選任同意について

令和2年第2回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会
《 議 案 一 覧 》

○承認第1号

専決処分の承認について(三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第36号)の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第36号)の一部の改正
(令和2年5月20日専決処分、同日施行)

[改正理由]

(1) 傷病手当金の支給(新設)

令和2年3月10日「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、新型コロナウイルス感染症拡大抑制のため、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給を決定したことから、当広域連合において傷病手当金を支給することに伴い、所要の改正を行うものである。

[改正内容]

給与等の支払いを受けている被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の疑いがあるときにおいて、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から支給対象日までの間、標準月額額の3分の2の傷病手当金を支給するものである。

[改正理由]

(2) 保険料の減免

令和2年4月7日「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者を対象に保険料を減免することを決定したことから、後期高齢者医療保険料の減免の取扱い等について、所要の改正を行うものである。

【改正内容】

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入や給与収入等が 3割以上減少した被保険者に対し、令和元年度分及び令和2年度分の保険料を減免するものである。

【減免額の計算式】

$$\begin{array}{l} \text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C) \qquad \qquad \qquad (D) \end{array}$$

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B : 世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

世帯の生計を主として維持する者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注) 世帯の生計を主として維持する者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

○議案第 11号

副広域連合長の選任同意について

三重県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合副広域連合長を次のとおり選任したいので、議会の同意を求めらる。

〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番地〇

〇 〇 〇 〇 (〇〇町長)

○議案第 12号

令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

補正額	8,510千円
補正後の予算額	227,189,437千円

○認定第1号

令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合の一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定を求めらる。

歳入総額	193,274,329円
歳出総額	189,417,051円
歳入歳出差引額	3,857,278円
継続費逡次繰越額	0円
繰越明許費繰越額	0円
実質収支額	3,857,278円

○認定第 2 号

令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定を求める。

歳入総額	232,346,043,375円
歳出総額	223,330,168,399円
歳入歳出差引額	<u>9,015,874,976円</u>
継続費通次繰越額	0円
繰越明許費繰越額	0円
実質収支額	9,015,874,976円

○議案第 13 号

監査委員の選任同意について

三重県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合監査委員を次のとおり選任したいので、議会の同意を求める。

議会議員のうちから選任する監査委員

近 森 正 利

■ 令和2年度 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要

【歳入】

補正	概要	補正前予算額	補正額	補正後予算額
◎市町支出金		42,003,721千円	46千円	42,003,767千円
○事務費等負担金		881,186千円	46千円	881,232千円
※会場使用料の増額（令和2年度療養費支給申請点検業務会場（新型コロナウイルス感染症関連）44,000円）				
※電算処理システム事業委託料の増額 1千円				
※印刷製本費の増額 1千円				
◎国庫支出金		73,273,159千円	9,684千円	73,282,843千円
○特別調整交付金		82,412千円	8,913千円	91,325千円
※82,412,679円（当初）＋10,557,758円（今回補正額）＝92,970,437円				
※長寿・健康推進事業対象経費の増額 1,274,877円				
※保険料軽減特別の見直しに関する広報に係る経費の増額 1,465,486円				
※新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の増額 5,066,371円				
※マイナンバーカード取得促進に係る経費の増額 2,672,024円				
※インセンティブ交付金対象経費の増額80,000円（歯科健診事業：名張市分）				
○高齢者医療制度事業費補助金（健康診査）		239,658千円	39千円	239,697千円
※16,049,000円（当初）＋39,000円（今回補正額）＝16,088,000円				
※歯科健診事業費対象経費の増額39,000円（歯科健診事業：名張市分）				
○後期高齢者医療災害等臨時特例補助金		0千円	732千円	732千円
※後期高齢者医療災害等臨時特例補助金の増額（保険料減免に係る補助金（新型コロナウイルス感染症関連）732,000円）				
◎繰入金		1,834,008千円	▲ 1,220千円	1,832,788千円
○後期高齢者医療事業運営基金繰入金		1,834,008千円	▲ 1,220千円	1,832,788千円
※後期高齢者医療災害等臨時補助金の増額 732,000円				
※新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の増額の内、保険料減免分 488,323円				
予	算	227,180,927千円	8,510千円	227,189,437千円
合	計			

【歳出】

補正概要	補正前予算額	補正額	補正後予算額
◎総務費	661,668千円	6,291千円	667,959千円
○一般管理費 ※広域連合電算処理システム事業委託料及び会場使用料の増額	661,668千円	6,291千円	667,959千円
※電算処理システム事業委託料の増額（被保険者証同封リーフレット追加作業業務委託 6,246,378円）			
※会場使用料の増額（令和2年度療養費支給申請点検業務会場（新型コロナウイルス感 染症関連）44,000円）			
◎医療給付費	224,824,919千円	824千円	224,825,743千円
○傷病手当金	0千円	824千円	824千円
※傷病手当金の増額（新型コロナウイルス感染症対策に係る経費 2,057,650円）			
◎保健事業費	1,333,141千円	1,395千円	1,334,536千円
○その他健康保持増進費	88,533千円	1,395千円	89,928千円
※印刷製本費の増額（後期高齢者健康診査フレイル啓発用リーフレット印刷業務 951,038円）			
※補助金の増額（後期高齢者医療制度特別対策補助金交付申請見込額及び後期高齢者医 療制度事業費補助金交付申請見込額の増額及び補助メニューの変更 442,839円）			
予算合計	227,180,927千円	8,510千円	227,189,437千円

